

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と八木段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、伊勢市内において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所の運営等に必要な段ボール製品の調達に関し必要な事項を定める。

第2条（協力の要請及び受諾）

- 1 甲は、災害時に段ボール製品の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

第3条（段ボール製品の種類）

前条の段ボール製品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)簡易ベッド
- (2)シート
- (3)その他 乙の取り扱う商品

第4条（手続き等）

- 1 乙は、甲の指定する場所に段ボール製品を搬送し、納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ受け取るものとする。
- 2 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

第5条（経費の負担）

- 1 甲は乙に対し、前条の規定により納品された段ボール製品及びその運搬に対する費用について負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第6条（経費の支払）

経費は乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときはその内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

第7条（連絡窓口）

甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、平成30年4月20日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかからも特段の申し出がない場合は更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

第9条（疑義の解決）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成30年4月20日

甲：伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙：伊勢市小俣町湯田1028番地の1

八木段ボール株式会社

代表取締役 八木 雅文

様式第 1 号

年 月 日

八木段ボール株式会社 御中

救援物資供給要請書

伊勢市長

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定第 2 条の規定に基づき、次の通り協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

伊勢市連絡担当者

所属(チーム名)	
職名・氏名	
連絡先	

様式第2号

年 月 日

伊勢市長 様

救援物資供給完了報告書

八木段ボール株式会社

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次の通り供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

八木段ボール株式会社 連絡担当者

所 属	
職名・氏名	
連 絡 先	